

下請企業による対策

下請企業による対策 (①概要、検討課題)

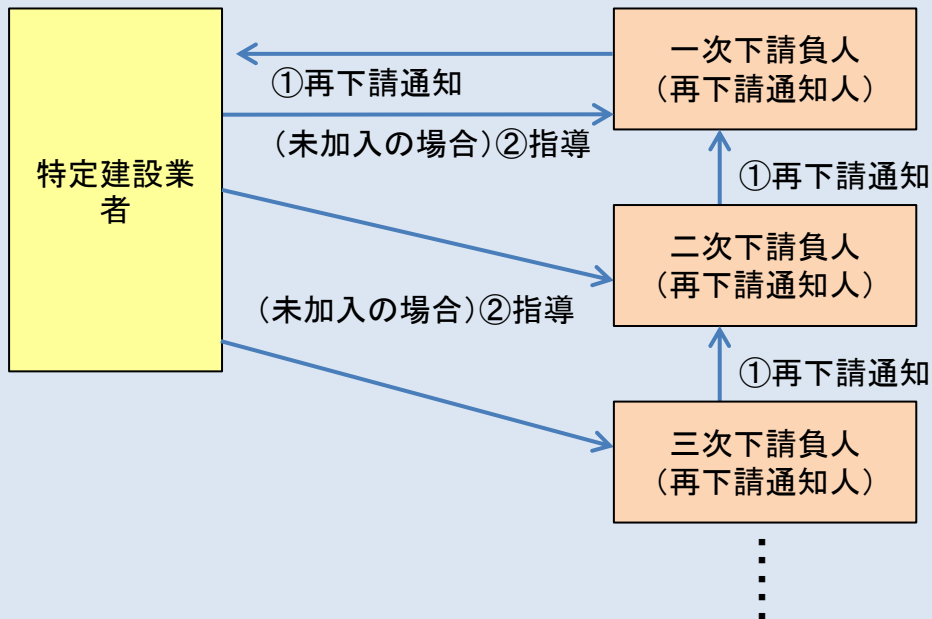
概要

- 下請業者においては、現場就労者について、雇用関係にある社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、雇用関係にある社員についての保険加入を徹底する。
- 請負関係にある者については、再下請通知書を活用して保険加入状況をチェックする。

下請業者、再下請業者の保険加入の徹底

- 直用、準直用など、曖昧な就労形態の使用は行わず、雇用者と請負者に明確に区分
 - ・雇用者→賃金支払、保険加入、労働者名簿、賃金台帳に記載
 - ・請負業者→請負代金支払
- 再下請業者に対しては、再下請通知書への記載により、保険加入状況を確認。
 - ・再下請通知書に保険加入番号の記載欄を追加

スキーム



主な検討事項

○再下請業者の保険加入徹底

- ・再下請業者の保険加入徹底について、下請業者に協力を求めることが適切ではないか。
- ※再下請業者と直接契約関係にあるのは下請業者であることから、下請業者から保険加入の働きかけを行うことが効果的・効率的ではないか。

【具体的事例】

- ・再下請企業に対する保険加入の周知徹底
- ・再下請通知書の作成時に保険未加入が判明した場合の再下請企業への加入の働きかけ

※段階的な実施として、当面は未加入企業との再下請契約をやむを得ないものとして取り扱うか。

下請企業による対策 (②関係条文)

○建設業法

(昭和二十四年五月二十四日法律第百号)

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

- 第二十四条の七** 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。
- 2** 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- 3** 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 4** 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

(再下請負通知を行うべき事項等)

- 第十四条の四** 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 再下請負通知人(再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。)の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号
 - 二 再下請負通知人が請け負った建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日
 - 三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イ及びロに掲げる事項並びに当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからへまでに掲げる事項
- 2** 再下請負通知人に該当することとなつた建設業を営む者(以下この条において「再下請負通知人該当者」という。)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面(以下「再下請負通知書」という。)により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 3** 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。)を添付しなければならない。
- 4～9 (略)**